

(仮訳)

2012 年 7 月 31 日

BIS 支払・決済システム委員会  
証券監督者国際機構代表理事会

## プレスリリース

### CPSS と IOSCO による金融市場インフラの 再建と破綻対応に関する市中協議報告書の公表について

支払・決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、金融市場インフラの再建と破綻対応に関する市中協議報告書を公表した。

金融市場インフラ（以下「FMI」）は、グローバル金融システムにおいて必要不可欠な役割を果たしている。FMI の無秩序な破綻は、それが市場の効果的な機能を阻害する場合、深刻なシステム的混乱をもたらし得る。したがって、すべてのタイプの FMI は、通常、再建と破綻対応のための枠組みと計画の対象となるべきである。

2012 年 4 月に公表された CPSS と IOSCO の『金融市場インフラのための原則』（以下「新原則」）は、FMI が財務上のストレスからの回復を可能とするような実効的な計画、ルールおよび手続を備えることを求めている。更に、2011 年に公表された金融安定理事会（FSB）の『金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性』（以下「主要な特性」）は、再建不能な状況にある金融機関の破綻対応を可能にするような枠組みを各国が確立することを求めている。実効的な破綻対応の枠組みは、システム的混乱や納税者の損失負担を伴わない破綻対応を可能にしなくてはならない。FMI の分野でこれを実現するために、関係当局は FMI の不可欠なサービスを維持するための権限を持たなくてはならない。

本日公表されたこの報告書の主たる目的は、「新原則」と「主要な特性」と整合的な再建計画および破綻対応の枠組みを実現するに当たって、それぞれの FMI のタイプについて考慮されるべき論点を概説することである。また、報告書は、これらの論点にかかる多くの技術的項目に対して意見を求めている。

ポール・タッカー（イギリス銀行金融安定担当副総裁、CPSS 議長）は、「金融システムのインフラの重要な役割に鑑みると、信頼できる再建計画と破綻対応の枠組みが存在することは必要不可欠である。FMI は、それが支える金融市場にとって、強靭さと継続性の源でなければならない」と述べている。

また、河野正道（金融庁金融国際政策審議官、IOSCO 代表理事会議長）は、

「全ての標準化された OTC デリバティブ取引について清算機関の利用を義務付けるとした 2009 年の G20 のコミットメントを踏まえると、このことはセーフガードの 1 つとして一層重要である」と付言している。

この報告書は、その結論において、「主要な特性」は法的な破綻対応の制度の下で、FMI の破綻対応の枠組みを提供すると述べている。

報告書とともに公表されるものは、両委員会が、市中協議期間中に特にコメントを求めたいと考えている点を整理したカバーノートである。

報告書では、あらゆる関係者からのコメントを募っており、コメントの提出期限は 2012 年 9 月 28 日とする(下掲の注記 1 を参照)。市中協議期間の後、CPSS と IOSCO は、この報告書の結論および寄せられたコメントを踏まえて、現在 FSB が策定している「主要な特性」の遵守状況を評価するためのメソドロジーが、FMI に固有の要素を反映するために、どのように改訂されるべきかについて報告する予定である。

## 注記

1. 報告書に関するコメントは、CPSS 事務局 ([cpss@bis.org](mailto:cpss@bis.org)) と IOSCO 事務局 ([fmiresolution@iosco.org](mailto:fmiresolution@iosco.org)) の双方宛てに、**2012 年 9 月 28 日**までに提出するものとする。それらのコメントは、コメント提出者から特段の要請がない限り、BIS および IOSCO のウェブサイトに公表される。
2. CPSS は、中央銀行が支払・決済の仕組みやクロスボーダーまたは多通貨決済スキームの動向についてモニタリングおよび分析を行うためのフォーラムである。CPSS 事務局は、BIS 内に置かれている。CPSS に関する情報および CPSS の公表物は BIS のウェブサイト ([www.bis.org/cpss](http://www.bis.org/cpss)) より入手可能である。
3. IOSCO は、国際的な証券市場のための国際基準設定主体である証券監督当局のための国際政策フォーラムである。同機構は、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、こうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としている。
4. 両委員会とも、金融安定理事会 (FSB) により国際基準設定主体として承認されている ([www.financialstabilityboard.org](http://www.financialstabilityboard.org))。
5. 本報告書および関連文書は、BIS (<http://www.bis.org/publ/cpss103.htm>) および IOSCO (<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD388.pdf>) のウェブサイトから入手可能である。
6. CPSS と IOSCO の『金融市場インフラのための原則』は、BIS および IOSCO のウェブサイトから入手可能である。

<http://www.bis.org/publ/cpss101.htm>

<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD377.pdf>

7. FSB の「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」は、FSB のウェブサイトから入手可能である。

[http://www.financialstabilityboard.org/publications/r\\_111104cc.pdf](http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_111104cc.pdf)